

糸魚川市スポーツ大会・文化大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ大会及び文化大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、市が予算の範囲内で激励金を交付することに關し、必要な事項を定める。

(対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次のいずれかの大会とする。

(1) 県大会、北信越大会等の予選会又は選考会を経て出場する大会で、文部科学省等の公共機関及び財団法人日本スポーツ協会若しくはその加盟団体又は全国規模の文化団体が主催する全日本大会その他これに準ずる大会（以下「全国大会」という。）

(2) 国内の予選会又は選考会を経て出場する国際大会（以下「国際大会」という。）

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、全国大会又は国際大会に出場する次に掲げる団体又は個人とする。

(1) 団体 次のいずれかに該当する団体とする。

ア 市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）又は事業所に所属するスポーツ団体及び文化団体
イ 市内を主な活動拠点とするスポーツ団体及び文化団体

(2) 個人 次のいずれかに該当する者とする。

ア 市内に所在する学校に在籍する者
イ 市内に住所を有する者。ただし、市外の学校に在籍する者を除く。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額は、次の表の大会区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

大会区分	交付対象者	交付額
全国大会	団体	大会の出場登録人数に3,000円を乗じて得た額（上限60,000円）
	個人	5,000円
国際大会	開催地が国内の場合	個人 10,000円
	開催地が国外の場合	個人 50,000円

2 国際大会に団体が出場する場合の激励金の額は、市長が別に定める。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、全国大会国際大会出場決定報告書（別記様式）に出場する大会の要項、出場申込書及び予選会又は選考会の結果が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(激励金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付を決定した場合は、速やかに激励金を交付する。

(審査会)

第7条 激励金の交付に関して疑義が生じたときは、糸魚川市スポーツ大会・文化大会出場激励金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、これを審査する。

- 2 審査会は、委員3人で組織し、委員長には教育次長を、副委員長には生涯学習課長を、委員には文化振興課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の庶務及び激励金の交付に関する事務は、生涯学習課及び文化振興課において処理する。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、その結果を市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。